

令和6年1月改訂版



龍ヶ崎市の 高齢者福祉サービス

～住み慣れた家庭や地域で暮らすために～

龍ヶ崎市役所

- ・福祉総務課
- ・健康増進課

龍ヶ崎市社会福祉協議会

～目次～

- P 1 ひとり暮らしの高齢者等へのサービス
- P 2 介護保険で「要介護等」と認定された高齢者へのサービス
- P 3 介護が必要な高齢者を在宅で介護している方へのサービス
- P 4 成年後見制度の支援
- P 5 その他の高齢者サービス
- P 6 健康づくり推進事業
- P 7 一般介護予防事業
- P 9 介護者の支援・各種講座
- P 1 1 元気サロン松葉館 ～高齢者の居場所～
- P 1 3 龍ヶ崎市総合福祉センター
- P 1 6 龍ヶ崎市社会福祉協議会のサービス
- P 1 7 相談窓口



ひとり暮らしの高齢者等へのサービス

お問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 183・279

◇ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

事故や急病などの緊急時に簡便に消防署へ通報できる緊急通報装置を貸与します。

対象者	○おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 ○病弱な高齢者のみの世帯の方 ○ひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者 ○日中独居の高齢者（状況に応じて） ※NTTの電話回線（アナログ及びひかり電話）のみ設置が可能です。ひかり電話は、機器の構造上、停電時に使用（緊急通報）ができません。
利用料	・設置手数料として7,330円（初回のみ。生活保護または市民税非課税世帯は免除） ・電話回線の基本料金、通話料金、電気料金は利用者負担

◇ 救急医療情報安心キット配付事業

救急時に必要な情報をあらかじめ自宅に保管しておくための安心キットを配付します。

対象者	○65歳以上のひとり暮らしの方 ○重度の身体障がい者 ※上記の条件を満たさなくても健康上の不安を抱える方等には無料で配付します。お電話または窓口でご相談ください。
利用料	無料

◇ 高齢者日常生活用具給付事業

火災や火傷等の事故防止のため、日常生活用具を給付します。

対象者	○おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 ○要介護認定3以上または同等と認められる方（火災警報器・自動消火器のみ） ○前年度の所得税が非課税または生活保護を受給している方 ※上記の全ての条件を満たす方に限ります。
給付品目	火災警報器（熱または煙感知型）、自動消火器、電磁調理器（卓上型）
利用料	無料

◇ 福祉電話貸与事業

緊急時の連絡手段を確保するため、福祉電話を貸し出します。

対象者	○おおむね65歳以上のひとり暮らしの方 ○外出が困難な重度身体障がい者 ※ただし電話（携帯電話等を含む）を保有しない市民税が非課税の方に限ります。
利用料	無料（基本料金および架設費用は市が負担、通話料金その他の管理費用は利用者負担）

◇ 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

おおむね65歳のひとり暮らしの方等を一時的に保護する必要がある場合に、介護老人福祉施設等において短期間の宿泊による日常生活に対する指導や援助を行います。

対象者	○おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方など ※要介護等認定を受けている方を除きます。
利用期間	1回当たり7日間以内
利用料	1日当たり790円

介護保険で「要介護等」と認定された高齢者へのサービス

お問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 183・279

◇ 食の自立支援事業（配食サービス）

食生活の改善による健康保持に加え、定期訪問による安否の確認を行います。

対象者	○65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯で虚弱な方 ○介護保険制度における要介護等認定を受けている方で、65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方
配達日	月曜日～土曜日の間（年末年始および祝日を除く）において、原則として1日おき（週1～3回）に夕食を配達
利用料	1食当たり500円 （食材費等の実費相当分）

◇ 高齢者外出支援利用料助成事業

NPO法人等の移送サービスを利用して通院や買物等に出かける費用の一部を助成します。

対象者	○おおむね65歳以上で要介護等認定を受けている方
助成額	移送サービス1回当たりの最低利用料金の3分の2の額
利用回数	1ヶ月当たり6回まで

◇ さわやか理髪推進事業

理容師が自宅を訪問し整髪および顔そり等の出張理容サービスを行います。

対象者	○要介護認定1以上または認知症等により外出することが困難な方 ※65歳以上のひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯の方に限ります。 ○1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けていて外出することが困難な方
利用料	1回当たり1,950円 （年間6回まで）

◇ 家庭ごみのおはようSUN訪問収集

自宅から集積所へごみの搬出が困難な高齢者等に対し、市が訪問し、ごみ収集を行います。

対象者	○要介護認定1以上のひとり暮らしの方 ○視覚障害または肢体不自由の1級もしくは2級の身体障害者手帳の交付を受けているひとり暮らしの方 ○上記の認定または交付を受けている者のみで構成された世帯 ※上記のいずれかの世帯のうち、「世帯構成員では家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯」の方
利用料	無料 （※ただし粗大ごみや特定家庭用機器の収集には所定の手数料がかかります）

介護が必要な高齢者を在宅で介護している方へのサービス

お問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 183・276

◇ 在宅介護慰労金支給

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している方に支給します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳以上でかつ要介護認定4以上の方と同居し、1年以上介護をしている方 ○要介護者、介護者ともに市民税が非課税であり、さらに介護保険のサービスを利用していないこと（ただし年間1週間程度のショートステイは可） ○介護保険料の未納がないこと <p>※要介護者、介護者ともに基準日以前1年以上市民であること。 ※上記の全ての条件を満たす方に限ります。</p>
基準日	毎年10月1日
支給額	100,000円（年額）

◇ 高齢者等介護用品購入費助成事業

高齢者等の介護をしている方の負担軽減のため、介護用品の購入費の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定4以上の在宅の高齢者等を同居または同居に準ずる状態で介護している方 ○要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯であること ○要介護者、介護者ともに介護保険料の未納がないこと <p>※上記の全ての条件を満たす方が対象となります。 ※「世帯」の定義は、居住および生計を一にする実世帯となります。 ※詳細についてはお問い合わせください。</p>
助成金額	1人当たり月額4,000円（助成券）
対象品目	紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シート
対象店舗	市内の介護用品取扱店で市の指定を受けている店舗

◇ 徘徊高齢者等二次元コード活用見守り事業

衣服や杖等に貼付けられる「QRコード®」を配付し、高齢者等が外出の際に保護された時、発見者が「QRコード®」を携帯電話等で読み取ることにより、早期に身元が確認できる仕組みです。

対象者	徘徊のおそれがあり、市内に住所を有する高齢者等で在宅で生活をしている方
申請ができる方	対象者、対象者の配偶者および親族、対象者の支援をしている方。 （例：ケアマネジャー、民生委員）など
申請時に必要なもの	特になし
登録料	無料

成年後見制度の支援

お問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 182・183

◇ 成年後見制度支援事業

判断能力が不十分な認知症の方、知的障がい者または精神障がい者等に対し、成年後見制度利用に関する支援を行います。

対象者	○認知症高齢者、知的障がい者または精神障がい者等で、配偶者および二親等内の親族がいない方。また、親族がいても音信不通の状況等にある方 ※支援を受けないと制度を利用できない方、制度利用により生活保護者となる方、生活保護を受けている方のみ対象。
内容	成年後見審判の申し立てに関する支援 収入印紙・登記印紙・郵便切手・診断書・鑑定に要する費用に関する支援 成年後見人・保佐人・補助人に対する報酬に関する支援

お問い合わせ先 龍ヶ崎市社会福祉協議会 62-5176

◇ 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをします。

対象者	高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方
サービス内容	(1) 福祉サービスの利用援助 (2) 日常的な金銭管理サービス (3) 書類等の預かり
利用料	サービス内容(1)及び(2) 1回(1時間程度)当たり1,100円 サービス内容(3) 1か月当たり500円

その他の高齢者サービス

◇ 生活支援サポートセンター ～ 簡単な家事支援の相談 ～

日常生活の家事支援等に困っている高齢者等に対して、困っている方と生活支援サポートセンターに登録している生活支援サポーター（龍ヶ崎市生活支援サポーター養成研修を終了した方）をマッチングする場所です。

対象者	市内在住の原則65歳以上の方
利用日時	月曜日～金曜日 9時～15時
利用料	1時間 500円+実費
支援内容	家の中の簡単な掃除、蛍光灯・電球の交換、寝具・衣類等の洗濯、食材等の買い物、話し相手 など。 ※簡単な家事支援のみとなります。大掃除や草刈りなど大掛かりな家事支援はできません。
申し込み 問い合わせ	<p>「龍ヶ崎市生活支援サポートセンター」 住 所：龍ヶ崎市奈戸岡2-195 特定非営利活動法人 ユーアンドアイ 電話番号：090-8500-9831（月～金 10時～15時） ※龍ヶ崎市生活支援サポートセンターの運営を、市より「特定非営利活動法人 ユーアンドアイ」に委託しています。</p> <p>※事業に関するお問い合わせ先 龍ヶ崎市福祉部福祉総務課 0297-64-1111（内線182）</p>

お問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 183

◇ いばらきシニアカード（いばらき高齢者優待制度）

県内の65歳以上の高齢者が、協賛店舗において優待カード（いばらきシニアカード）を提示することにより、割引やポイント加算等の優遇の特典が受けられる制度です。

対象者	県内在住の65歳以上の方（カード受け取り希望者）
カードの 配付場所	龍ヶ崎市役所福祉総務課、 西部・東部出張所、市民窓口ステーション
受け取り 方法	運転免許証や保険証など住所、氏名、生年月日が確認できるものを持参して窓口にお越しください。 ※本人申請が困難な場合は、ご家族などの代理申請も可能ですのでご相談ください。

※令和4年4月よりシニアカードが新デザインとなりました。



健康づくり推進事業

お問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 健康増進課 64-1111 内線 634

◇ 健康マイレージ事業

日々の歩数（1日6,000歩以上）でポイントが貯まります。また、各種健（検）診を受診すると健（検）診に応じたポイントを取得することができます。貯まったポイントは、年度に1回（6月予定）、市で用意した賞品と交換できる事業です。

■ 注意事項

- ・対象は市内に住民登録のある18歳以上の方
- ・健（検）診ポイントを取得するには健康増進課への申請が必要（社会保険の健診や人間ドックも含む）。
- ・市の集団健（検）診では、健（検）診ポイントを電子スタンプでも受け取れます。

■ 参加（登録）方法

右のQRコードから、または、「タッポくん健康マイレージ」(<https://ryugasaki.karada.live/>)へアクセスし、登録してください。健康増進課窓口でも受け付けていますので、お問い合わせください。

【登録QRコード】



◇ まいん「健康」サポートセンター

市内にお住まいの高齢者層を対象に、介護予防・認知症予防・体力維持などに向けたプログラムを専門のインストラクターの指導のもと、定期的に提供している施設です。

対象者	龍ヶ崎市内に住民登録があり、利用登録をしている方 ※利用登録は、本人確認できる書類（免許証・保険証など）を持参し、まいん「健康」サポートセンターへお越しください。
場所	龍ヶ崎市 4264 番地 1 ※下図を参照
開設日時	月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9時～17時 ※12～13時は閉館
利用料	無料
お問い合わせ	TEL 62-8811

アクセス

《市コミュニティバス》

- ・循環ルート
「上町辻」・「にぎわい広場」下車
- ・大宮線
「商工会前」下車

《自家用車》

- ・駐車場は、上町会館脇・龍ヶ崎高等職業訓練校向かい側



一般介護予防事業

お問い合わせ、お申込みは 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 276

高齢者がいきいきと、自分らしく生活できるように、介護予防の各種講座を実施しています。

◇ ウエルカフェ～いきいき健康講座～

店舗のスペースを利用し、介護予防・健康に関する講座を実施しています。詳細については、福祉総務課までお問い合わせください。（参加無料）

日 時	毎月第3水曜日 11時～12時
会 場	ウエルシア龍ヶ崎緑町店

◇ 思い出を語ろうかい

テーマに沿って、昔の出来事などを回想法という手法を用いて、楽しくお話ししましょう。

現在8会場9教室で実施しています。

話を聞いているだけでも、忘れていた記憶が引き出されて、認知症予防にも効果があると言われてています。

会 場	日 時
交流サロンりゅう	第2・4火曜日 10時～11時30分 第2・4水曜日 10時～11時30分
元気サロン松葉館	第2・4木曜日 10時30分～12時
総合福祉センター	第2・4金曜日 10時～11時30分
市民交流プラザ	第1・3月曜日 10時～11時30分
地域福祉会館	第1・3月曜日 9時30分～11時
石引サロン	第1・3水曜日 10時～11時30分
ウエルシア 龍ヶ崎緑町店	第1水曜日 11時～12時
ふれあいサロン・ てんてん	第2・4火曜日 10時～11時30分



◇ 健康ウォーキング講座（龍・流連携）

1コース5回講座で、年度2回開催予定です。
流通経済大学スポーツ健康科学部の指導をいただき、てくてくロード等、ウォーキングコースをポールウォーキングします。
開催日については、市広報紙等でお知らせします。
詳細については、健康増進課までお問い合わせください。（参加無料）



◇ いきいきヘルス体操

関節の動く範囲を広げて、力をつけることを目的に、いつでもどこでも、道具を使わずに、ひとりでもできる介護予防体操です。コミュニティセンターや集会所等48会場で実施しています。詳細については、健康増進課までお問い合わせください。

◇ 元気アップ体操

ストレッチ、有酸素運動、チューブを使った筋トレ、脳トレ等を組み合わせた介護予防や健康づくりが目的の体操です。コミュニティセンター等19会場で実施しています。詳細については、健康増進課までお問い合わせください。

◇ いきいき運動講座

スポーツジム等施設を活用した運動講座です。
実施日については、市広報紙等でお知らせします。
詳細については、健康増進課までお問い合わせください。（参加無料）



◇ 音楽フィットネス講座

DKエルダーシステムと呼ばれる機器を用いて、映像を見ながら脳トレや体操など多彩なプログラムに取り組む講座です。
実施日については、市広報紙等でお知らせします。
詳細については、健康増進課までお問い合わせください。（参加無料）



介護者の支援・各種講座

お問い合わせ、お申込みは 龍ヶ崎市役所 福祉総務課 64-1111 内線 276

◇ 介護者のつどい

認知症の介護者が集まり、情報交換や勉強会を通じて、交流を図っています。誰もが気軽に、介護について共有できるつどいです。介護をされていて上手くいかないこと、他の人はどのようにしているのかなど、介護の相談もお受けします。

介護をしている人だけではなく、すでに介護を経験した人の参加もお待ちしています。

日 時	毎月第1木曜日・第3火曜日 13時30分～15時30分
会 場	地域福祉会館

◇ オレンジカフェ りゅう

もの忘れや認知症の悩み、介護の疲れなど、「誰かとつながっていたい」そんな皆さんが誰でも気軽に参加できる交流の場です。詳細については、福祉総務課までお問い合わせください。

日 時	毎月第2水曜日 13時～15時
会 場	サプラスクエア2階 多目的ホール

◇ 認知症に関する講座 ～認知症について学ぼう（認知症サポーター養成講座）～

認知症について、正しい知識を学び、理解を深め、みんなで認知症の人、その家族を支える地域をつくるためのサポーター養成講座です。

また、出前講座においても、「認知症について」の講座を行っています。詳細については、福祉総務課までお問い合わせください。



◇ 上手な年の重ね方講座 ～これから始めるライフプランセミナー～

年を重ねるにつれて、何かと不安がつるもの。今のうちからできる準備は？

この講座は、上手に年を重ねていくために知っておきたい「健康のことについて」・「介護保険制度」・「成年後見制度」・「高齢者福祉サービス」等、「介護編」・「健康編」・「権利・擁護編」とそれぞれ学ぶことができる講座です。

素敵に年を重ね、これからも健康でいきいきとした生活を続けていきましょう。

開催日については、市広報紙等でお知らせします。詳細については、福祉総務課までお問い合わせください。



◇ 認知症講演会

認知症に関わる専門家による認知症講演会を開催します。

開催日については、市広報紙等でお知らせします。詳細については、福祉総務課までお問い合わせください。



◇ 出前講座

「認知症について」・「成年後見制度（認知症など判断能力が低下しても、本人の権利を守ってくれる制度）」・「介護予防について」・「高齢者の睡眠」等、出前講座で講師の派遣をしています。

5名以上のグループ・団体で、市内の方であれば、講師が出向いて講座を行います。

詳細については、福祉総務課までお問い合わせください。



元気サロン松葉館 ～高齢者の居場所～

松葉小学校の余裕教室を活用した、高齢者のための施設です。

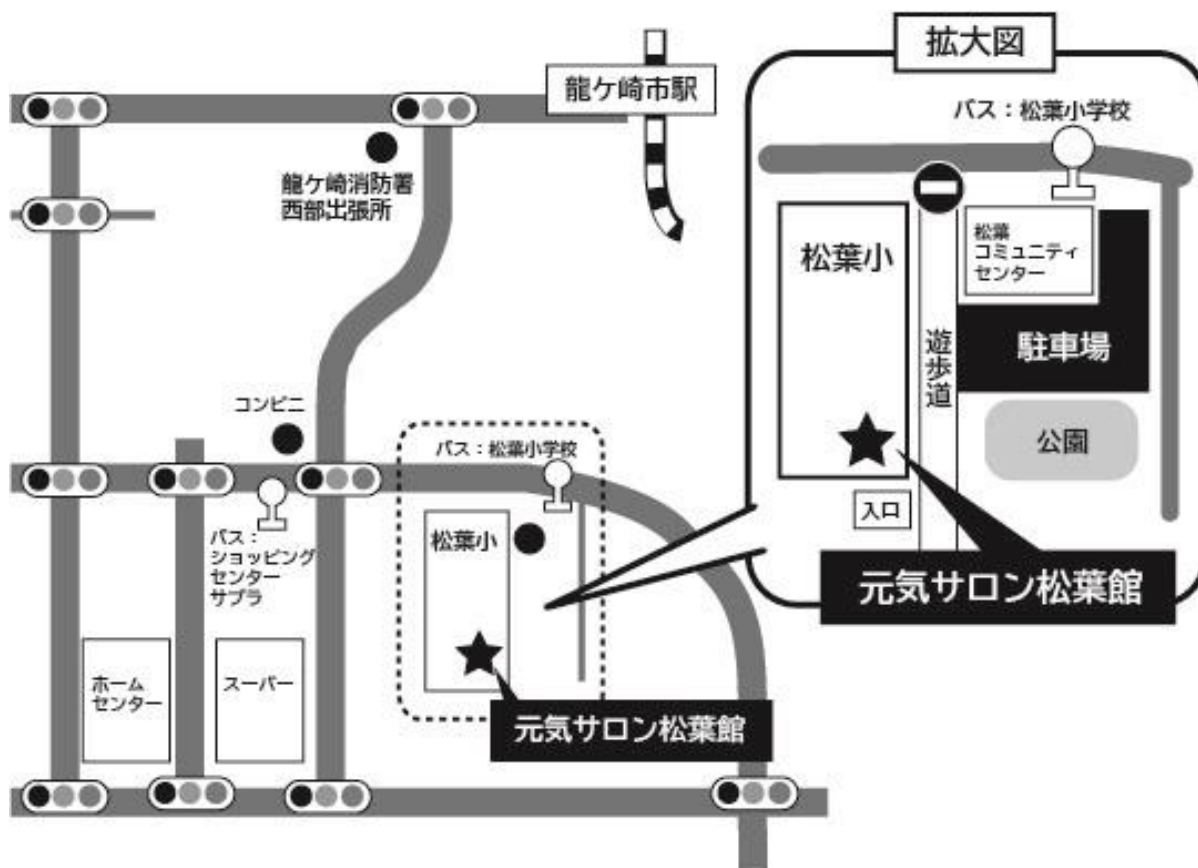
生きがいづくりや健康づくり、介護予防のための取り組みが行われています。趣味の活動や憩いの場として、お気軽にご利用ください。

利用にあたっては登録が必要です。詳細については、お問い合わせください。

◇ ご利用案内

対 象 者	龍ヶ崎市に住所を有する、おおむね60歳以上の方 ただし、要介護認定1～5の認定を受けている方は家族等の付き添いが必要です
場 所	龍ヶ崎市松葉2丁目9番地 松葉小学校内（入り口は校舎の奥です） ※案内図を参照
開 設 日 時	月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 9時～16時
利 用 料	原則として無料（材料費などを負担していただく場合があります）
お問い合わせ	電話 0297-66-6422

◇ 案内図 ※駐車場は、松葉コミュニティセンター裏の駐車場をご利用ください



講座名	開催曜日	活動時間
いきいきヘルス体操（水）	毎週水曜日（第5週は休み）	13時30分～15時
いきいきヘルス体操（木）	毎週木曜日（第5週は休み）	13時30分～15時
太極拳	毎週月・木曜日 又は 火・金曜日 （週2回/人）	10時～10時30分
元気アップ体操（月）	毎週月曜日（第5週は休み）	10時40分～11時40分
元気アップ体操（水）	毎週水曜日（第5週は休み）	10時40分～11時40分
ラージボール卓球	毎週火曜日、及び 毎月第1・第2・第3木曜日	10時40分～12時30分
手芸（花水木）①	毎週金曜日	12時30分～16時
手芸②	毎月第1・第3木曜日、及び 毎月第2・第4金曜日	12時30分～16時 9時00分～12時30分
囲碁	毎週月・金曜日	12時30分～16時
絵手紙	毎月第2・第4火曜日	10時～12時
折り紙	毎月第4木曜日	10時～12時
書のみち	毎月第2・第4木曜日	13時～16時
詩吟同好会	毎週水曜日	13時30分～15時30分
健康マーじゃん	毎週月・金曜日	12時30分～16時
ゆったり健康マーじゃん	毎週火曜日	12時30分～16時
はつらつ俳句会	毎月第3火曜日	9時30分～11時30分
歌を唄う会①	毎月第1・第3月曜日	10時30分～12時
歌を唄う会②	毎月第1・第3木曜日	10時30分～12時
思い出を語ろうかい	毎月第2・第4木曜日	10時30分～12時
ドミノゲーム	毎月第1・第3・第5金曜日	10時30分～12時
コントラクトブリッジ	毎週水曜日	9時20分～11時20分
レザークラフト	毎月第1火曜日	10時00分～12時30分

* 上記の日程は変更することがあります。

* 上記以外の活動を希望される場合はご相談ください。

龍ヶ崎市総合福祉センター

地域の高齢者が、生きがいを持って、健康的な生活を営むことができるよう、入浴や健康器具の利用サービスを行っているほか、趣味やレクリエーション等に利用できる場所の提供を行っています。

対象者	高齢者等の個人または5人以上の団体 高齢者団体、社会福祉関係団体 等	
利用施設	浴室（10時～16時） 健康器具室（ヘルストロン） 集会室	-- 5人以上での団体利用のみ可-- 教養娯楽室（42㎡、26㎡） 多目的室（104㎡） 会議室（53㎡）
利用料	60歳以上 無料 60歳未満 300円（1日・1回）	無料
施設所在地	龍ヶ崎市川原代町5014番地（地図：次ページ参照）	
開館日・時間	月曜日～土曜日（年末年始は休館） 9時～17時	
お問い合わせ	電話 0297-62-5851（管理運営：龍ヶ崎市社会福祉協議会）	

浴室



健康器具室



集会室



教養娯楽室



多目的室



会議室

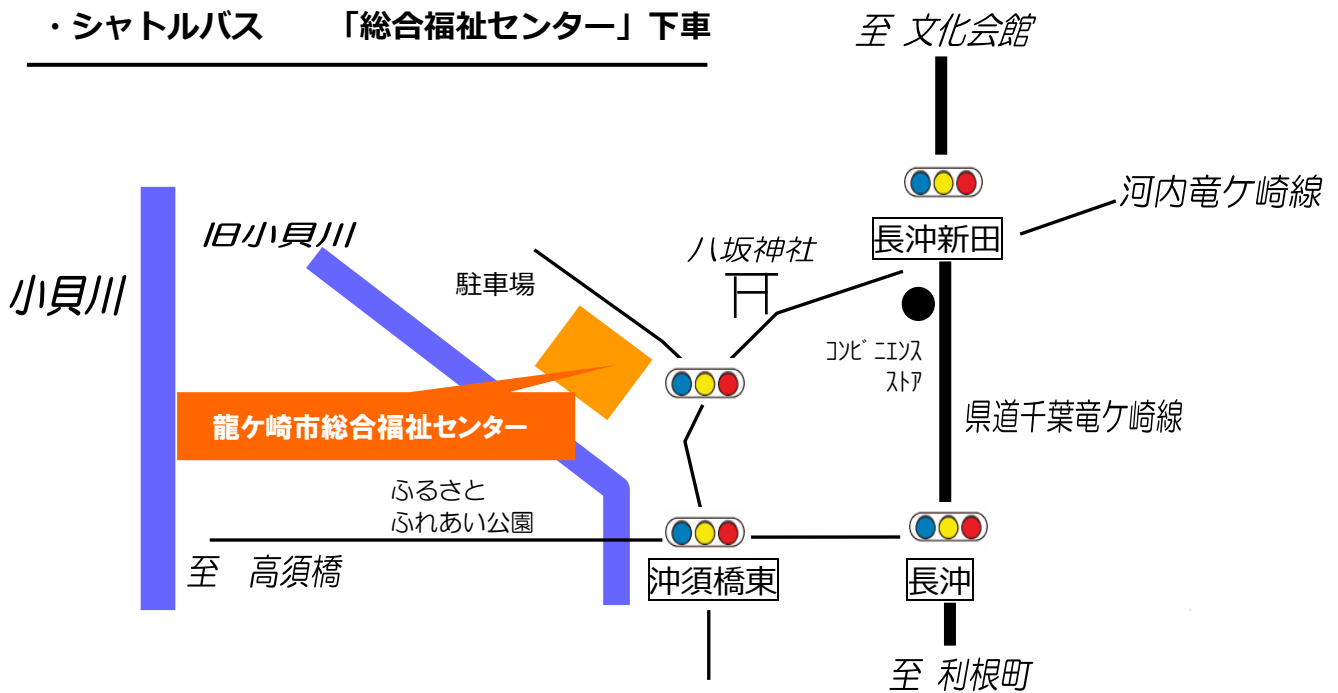


名 称	開 催 日	開催時間
舞 踊	毎週月曜日	13時～16時
フォークダンス	毎週木曜日	13時～16時
健康マージャンクラブ	毎週火・木曜日	12時～16時
囲 碁	毎週火・土曜日	9時～12時30分
太極拳	毎週水曜日	13時～15時

—アクセス—

☆市コミュニティバス利用

- ・01南が丘・長沖線 06佐貫・川原代線
- ・シャトルバス 「総合福祉センター」下車



◇ 長寿会

地域を基盤とするおおむね60歳以上の方で構成される自主組織です。楽しく生きがいを持って安心して暮らせる「明るい長寿社会づくり」を目的に活動しています。

◎現在51の単位長寿会があります

地域の特性や会員の年齢層に応じた活動を積極的に行っています。活動に関する詳細につきましては、お問い合わせください。

(令和5年4月1日現在)

龍ヶ崎地区	根町寿会、田町長寿会、横町長寿会、城下フレンド会、緑町新寿会、米町長寿会、新町長寿会、上町いきいきクラブ、下町東長寿会、下町上ひな菊クラブ、砂町長寿会、高砂長寿会、直舩長寿会、出し山龍山クラブ、野原町あけぼの会
大宮地区	宮前長寿会、久夫若人長寿会、戸張健康クラブ、小山丁長寿会、宮淵上長寿会、宮淵下長寿会
長戸地区	塗高長寿会、薄倉町ことぶきクラブ、大塚町豊友会
八原地区	下八代長寿会、貝原塚長寿会
馴染地区	佐貫昭和長寿会、小通幸谷むつみ会、馴染長寿会、南中島みどり会、佐貫台長寿会、マンハイム佐貫長寿会、佐貫あさまがうら長寿会、佐貫梅香園長寿会、川崎町はなみずき会、若柴長寿会、佐貫わかさ長寿会
北竜台地区	松葉長寿会、長山長寿会、中根台久保台長寿会、平台ふれあい会
龍ヶ岡地区	城ノ内長寿会、藤ヶ丘あすなる会、松ヶ丘ほのぼの会、白羽長寿会
川原代地区	中部長寿会、姫宮長寿会、知手長寿会
北文間地区	豊田長寿会、長沖新田長寿会、南が丘スマイルクラブ

◇ 長寿大学

さまざまなテーマをもとに学習を通して、新たな生きがいづくりを広げる場です。

対象者	市内在住でおおむね60歳以上の方
場所	大昭ホール龍ヶ崎（龍ヶ崎市文化会館）ほか
日程	4月～2月（毎月1回）、3月（修了式）
内容	教養、健康管理、レクリエーション、地域社会との交流事業など
受講料	年間1,500円

◇ 敬老会

市から委託を受け、敬老の日に長寿を記念する式典を開催し、社会全体でお祝いをします。

対象者	75歳以上の方 ※例年8月下旬ごろに案内のハガキを発送しています
-----	-------------------------------------

龍ヶ崎市社会福祉協議会のサービス

●お問い合わせ先 龍ヶ崎市社会福祉協議会 0297-62-5176

◇ シルバーカー購入助成事業

高齢者の外出を支援するため、シルバーカーを購入した際に助成金を交付します。

対象者	市内在住で65歳以上の方 ※以前に助成を受けたことがある方は助成日から3年以上が経過していること
対象物	シルバーカー（手押し車）
助成額	購入金額の1/2（限度額5,000円）

◇ 車いす・福祉機器貸出

一時的に車いすや歩行器などの福祉機器が必要となった場合や、購入前に試したい方に短期貸し出しをしています。

対象者	市内在住で一時的に車いすおよび福祉機器が必要となった方
貸出期間	最大10日間
利用料	無料
貸出品目	車いす（一般用・子ども用）、歩行器、四点支持杖、スライドスロープ、浴室用いす、浴室用手すり、浴室用踏み台、シルバーカーなど
貸出場所	社会福祉協議会事務局（龍ヶ崎市地域福祉会館） 中央支所※車いすのみ、佐貫西口支所※車いすのみ

◇ 福祉車両の貸出

車いすを使用する方が外出や通院するため、車いすに乗ったまま乗降できる車両の貸し出しを行っています。

対象者	車いす使用者、介護者のいずれかが市内在住であること
貸出期間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） ※宿泊を伴うものは除く
利用料	無料。ただし、燃料は使用者実費負担となります。

◇ ふれ愛給食サービス

ひとり暮らしの方の安否確認のためお弁当をお届けします。

対象者	市内在住の75歳以上のひとり暮らしの方で、親族が近隣に居住しない方。
宅配日時	月1回（地区により第1～第4木曜日のいずれか）、11時～12時の間
利用料	無料

相 談 窓 口

◇ 地域包括支援センター（令和5年4月1日から2か所で運営しています。）

保健（保健師）、福祉（社会福祉士）、介護（主任介護支援専門員）の専門職員が在籍し、関係機関と連携をしながら、高齢者やその家族、地域に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対し、総合的な支援を行う相談窓口です。

※共に窓口開設時間は、8時30分～17時

龍ヶ崎市西部地域包括支援センター牛尾病院

住所：龍ヶ崎市川崎町98番地

電話61-5500

担 当 地 区	長山	長山
	松葉	松葉
	久保台	久保台 中根台
	馴馬台	平台 小柴
	馴柴	馴馬町 門倉新田町 馴柴町 入地町 南中島町 佐貫 佐貫町 稗柄町 小通幸谷町 庄兵衛新田町 若柴町 川崎町 稻荷新田町
	川原代	川原代町

龍ヶ崎市東部地域包括支援センター涼風苑

住所：龍ヶ崎市貝原塚町3689番地

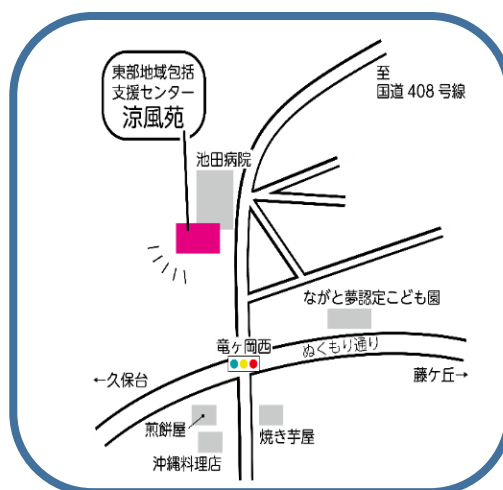
電話63-0138

担 当 地 区	龍ヶ崎・龍ヶ崎西	大字無し 1番地～9000番台 愛戸町 姫宮町 出し山町 緑町 野原町
	八原	泉町 貝原塚町 羽原町 別所町 八代町 薄倉町
	長戸	塗戸町 高作町 半田町 長峰町 板橋町 大塚町
	大宮	佐沼町 宮渚町 大徳町 上大徳新町
	北文間	長沖町 長沖新田町 須藤堀町 豊田町 北方町 羽黒町 高須町 大留町 南が丘
	城ノ内	藤ヶ丘 城ノ内 白羽 中里 松ヶ丘

※西部地域包括支援センター牛尾病院※



※東部地域包括支援センター涼風苑※



◇ 心配ごと相談・法律相談

皆さまの生活での「困りごと」を、知識と経験のある相談員が親身に対応し、解決に向けたお手伝いをします。秘密は厳守します。

◎心配ごと相談

心配ごと、悩みごとに対し、経験のある相談員がアドバイスをし、専門の窓口をご案内します。人に話すだけで気持ちが楽になることがあるかもしれません。

開催日	毎月第1・第3火曜日（祝日・年末年始にあたる場合は翌火曜日）
時間	13時30分～16時30分（最終受付：16時）
場所	龍ヶ崎市地域福祉会館
申し込み	予約不要 ※先に相談中の場合はお待ちいただくことがあります
相談員	心配ごと相談員（民生委員・児童委員、調停委員、税理士など）
利用料	無料

◎法律相談

暮らしの中の法律に関する相談ごとに弁護士が応じます。

開催日	毎月第2・第4金曜日 ※日程の都合により開催日に変更となることがあります
時間	13時30分～（1人当たり45分）
場所	龍ヶ崎市地域福祉会館
申し込み	要予約。電話でお申し込みください。 ※先着順3人（多数の場合は抽選）
相談員	弁護士
利用料	無料

発行

〒301-8611

茨城県龍ケ崎市3710

龍ケ崎市福祉部

福祉総務課高齢福祉グループ

TEL : 0297-64-1111 (内線276・183)

FAX : 0297-64-7008

URL : <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp>

この冊子の情報は令和6年1月現在の内容です

